



7 城 財 第 210 号  
令 和 8 年 2 月 12 日  
(2026年)

城陽市議会議長 乾 秀子 様

城陽市長 村田 正明  
[公印省略]

採択された請願に対する処理の経過及び結果について

地方自治法第125条の規定に基づく請求について、下記のとおり報告いたします。

記

番 号	件 名	議 決 日
請願第6-1号	スケートボードパーク建設を求める請願書	令和6年3月28日
処 理 状 況		
1	スケートボードパーク建設地として請願のあった新名神高速道路高架下については、高速道路供用後、残工事が完了する半年から1年後に占有許可を受けることが可能となるが、現時点で利用可能となる空きスペースの位置や規模が未確定であるため、今後、高架下利用の環境が整った段階（供用開始の概ね1年前）で設置方法等について協議する。  (まちづくり活性部新名神推進課、教育委員会事務局文化・スポーツ推進課)	経過（継続）